

憲法 I 人権

青井未帆 = 山本龍彦

2016年4月発売 / 282頁 / 本体1800円+税
A5判 / 並製



編集担当者から 最近、安法制、憲法改正、放送法を巡る議論など、かつてないほどに憲法への関心が高まっています。本書は、そうした憲法の「今」を、主に初めて憲法を学ぶ方に伝えるため、近年ダイナミックな展開をみせる最高裁判例に重点を置いて書かれました。ときに判例のいわんとして深く掘り下げながら、基礎的な理論をわかりやすく伝える叙述は、たとえ憲法を一通り学んだことのある方にも、新たな発見をもたらすことでしょう。

人権の享有主体性や私人間効力論などの、いわゆる人権総論については、個別の人権を学んだあとのほうが具体的なイメージをもてると考えられたため、最終章として配置されています。また、プライバシー権について独立の章（第2編第4章）としたことも、本書の特徴の一つです。

憲法を学んだといえるためには、「何かおかしいぞ」と感じる気持ちを憲法的に考え、表現できることが必要だと思います。本書を通じて、読者の方にそのような力が身に付くことを願っています。(S+K+I)

Point!



身近な話題から説き起こすようにしています。

CHAPTER

第2章

経済的権利

私たちの経済活動は、国家があまり大きく自由に課税されているわけではなく、国家と経済活動との関係についてはさまざまな発展が示されているが、**結果として、国家の定めた課税ルールを前提としない経済活動はありえない**。たとえば、街でラーメン店を開こうと思っても、食品衛生法などの存在から、まずは多くの保健所に行って開設許可を得るなど、一定の手続きを踏まなければならない（国家との関係を切り結ばなければならない）。その意味で、ラーメン店も、国家から完全に自由に開業できるわけではないのである。また、企業間の取引や、株の売買なども、「私的自治」の下で自由にやられているように見えて、その裏、さまざまなルールや制約を前提して行われている。「自由」な市場は、独占禁止法のようなルールがあってはじめて立つという発想もあるからだ。

このように、経済活動は、西歐のような精神的な活動とは異なり、「**国家からの自由**」を徹底できないところがある。しかし、そうはいっても、**国家による不合理で過剰な干渉までもが許されるわけではない**。憲法上は、企業等の「**職業選択の自由**」や、国民等の「**職業権**」が、経済活動への国家による不合理な干渉を禁止している。とほい、**国家による干渉の合理性は、高「権利」のたらえ方**、その干渉の目的や程度などによって変わってくる。以下では、このような論議に専ら集中し、憲法上、国家が人々の経済活動にどこまで立ち入るのかを検討していきたい。

1 憲法22条が保障する諸権利

努力して自らの才能に磨きをかければ、基本的にはみずからの望む職業に就くことができる。現代社会に住む私たちは、現実にはいろいろあるにしても、このことを一応あたり前に感じている。しかし、近代憲法が成立する以前の身分制社会では、これがあたり前ではなかった。そこでは、**職業はみずからが属する「身分」と密着につながっていたため、「身分」が固定されている以上、「職業」も固定されていたのである。**

このような職業の「不自由」は、**職業の選択にこれ以上なくよいというメリットがあるかもしれないが、やはり個人の自律的な生き方を否定するものといえる**。ある職業に就きたいと夢見ても、そこどうしても異なりえられない理があるとなれば、その人は一生この内部で生きていくしかないからである。そこで、個人の自律的で人間的な生き方を尊重する現行憲法は、**憲法22条1項で職業選択の自由を保障したのである。**

Column ●「職業選択の自由」のなぜ?

職業を「業」や「工」ではなく、「**身分**」で決められる「自由」というのは、決して善なものではない。自分で決めたことだからこそ、その選択には責任をもたなければならない。責任のあまりの多さや可能性の無限性は、ときに人の神格を要請させることもある（神聖の職業性と自殺との関係について、エミール・デュルケーム「自殺論」）。人間は自由という所に定められていると、誓ったのがジャン・ジャコブ・ルソーならなかったら、それが、それでもいい。人間はその自由を手放すべきではないと主張したのもまたカール・マルクスであった。哲学者サルトルの思想を踏みしめながら、「**職業選択の自由**」の「自由」の意味を考えるのもよいだろう。

職業選択の自由を規定する22条1項は、**資格・経験の自由も保障している**。これは、かつての封建制の下においては、多くの人が生産者として特定の